

食品衛生分科会答申

- フタル酸エステル類を含有するポリ塩化ビニルに関し、以下の趣旨をおもちゃの規格基準に規定することが適当である。

「合成樹脂製のもので、**乳幼児が口に接触すること**をその本質とするおもちゃには、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)あるいはフタル酸ジイソノニルを含有するポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を使用してはならない。

上記以外の合成樹脂製のおもちゃには、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)を含有するポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を使用してはならない。」